

板橋区軽自動車税課税免除及び減免処理要綱

(平成19年 2月28日区長決定)

(平成20年11月28日一部改正)

(平成26年 3月26日一部改正)

(平成26年 9月26日一部改正)

(令和 元年 9月20日一部改正)

(令和 3年 3月 8日一部改正)

(令和 8年 4月28日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号。以下「条例」という。)第37条第3項ただし書及び第38条第1号の規定に基づく軽自動車税の課税免除(以下「免除」という。)並びに第46条及び第46条の2の規定に基づく軽自動車税の減免(以下「減免」という。)に関する処理基準並びにその手続を定めることにより、免除及び減免制度の公正な運用を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるもののほか、条例で定める用語の例による。

- (1) 災害等 震災、風水害、火災その他これに類する災害及び盗難をいう。
- (2) 社会福祉法人 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業を営むため、法第22条の規定に基づき設置された法人をいう。

(免除対象者)

第3条 条例第38条第1号に規定する公益のため直接専用するものと区長が認めるものとは、次のとおりとする。

- (1) 所有者が公益事業を行っている団体又はその団体の代表者であり、かつ、主たる定置場が公益事業を行っている団体の敷地となっているもの
- (2) 社会福祉法人が設置する施設の利用者及び入所者の移送又は入所者に対する供給物品の輸送事業に専用するもの

(報告)

第4条 条例第37条第3項ただし書及び第38条第1号の規定により課税が免除される者は、免除の要件に該当することを証するため、軽自動車税免除報告書(別記第1号様式)により、区長に報告するものとする。

(減免の基準)

第5条 区長は、条例第46条第1項各号及び条例第46条の2第1項各号に規定する者であつて必要があると認められる者に限り、その納付すべき税額の全額を免除する。

(減免対象者)

第6条 条例第46条第1項第1号に規定する生活が困難となつた者とは、災害等により次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 納税義務者が居住する住宅又は所有する家財について甚大な損失を被ったとき
- (2) 損害保険等により当該損失が補填されても、なお生活が困窮しているとき
- (3) 同一の災害等を起因として、地方税法第323条に基づき当該納税義務者の課税地の区市町村の条例の定めるところにより、市町村民税が減免される時

2 条例第46条第1項第3号に規定する特別の事情のある者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者のための通所施設を運営する法人又は個人であつて、当該施設の利用者の移送及び利用者に対する供給物品の輸送に専用する車両を所有する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付（同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。）を受けることとなつた者

(減免を受けようとする理由を証明する書類)

第7条 条例第46条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明する書類とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類をいう。

- (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者 罹災証明書、保険等損害補填の有無と補填額を証明できるもの その他生活状況が分かる書類
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により扶助を受ける者 生活保護受給証明書
- (3) 特別の事情がある者 前条第2項第1号については、事業概要及び軽自動車等使用状況証明書（別記第2号様式）、同項第2号については、支援給付受給証明書

(減免の範囲)

第8条 減免の範囲は、当該年度分の軽自動車税額の減免に係る事由の発生後最初に到来する納期限にかかる分からとし、すでに納付されている税額については、減免の適用はないものとする。ただし、すでに納付されている当該年度分の軽自動車税額のうち、条例第46条の2第1項第1号に該当するものについてはこの限りではない。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月28日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税から適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第4条関係）

（表）

軽自動車税免除報告書

No. _____

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者

住所 _____

電話 () _____

氏名 _____

下記の理由により、軽自動車税の免除の要件に該当しますので、報告します。

記

免除を受ける理由	<input type="checkbox"/> 所有者が非課税団体又はその団体の代表者となっており、かつ、軽自動車の主たる定置場が公益事業を行っている団体の敷地となっている場合で、当該軽自動車を公用又は公共の用に供している。
	<input type="checkbox"/> 所有者が公益事業を行っている団体又はその団体の代表者となっており、かつ、軽自動車の主たる定置場が公益事業を行っている団体の敷地となっている。
	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人が当該施設の利用者及び入所病弱者の移送又は入所者に対する供給物品の輸送事業に専用している。

(裏)

免除の対象となる軽自動車等			
主たる定置場			
所有者	住所		電話
	氏名 又は 名称		
使用者	住所		電話
	氏名 又は 名称		
原動機の型式		総排気量 定格出力	
種別		用途	
車両番号 (ナンバー)		形状	

事業概要及び軽自動車等使用状況証明書

（宛先）板橋区長

年 月 日

	車両番号	
事業概要	運営主体	
	事業内容	
	通所人員	
	開所日数	

軽自動車等の使用状況について、上記に相違ないことを証明する。

申請者 所在地

名称

代表者